

## 甲子園大学公的研究費不正使用の防止等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、甲子園大学(以下「本学」という。)における競争的資金等による公的研究費(以下「公的研究費」という。)の不正使用の防止等に関し必要な事項を定める。

### (適正執行)

第2条 教職員は、関係法令及び文部科学大臣決定の研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)並びに甲子園大学における科学研究費補助金の取扱に関する規程等の学内諸規程に従って、公的研究費を適正に執行しなければならない。

### (責任者)

第3条 本学に、公的研究費の運営・管理を適正に行うために、次の責任者を置く。

#### (1) 最高管理責任者

本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

#### (2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。

#### (3) コンプライアンス推進責任者

各学部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、各学部長をもって充てる。

### (コンプライアンス教育等)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、管下の教員等に対するコンプライアンス教育の受講の管理を行うとともに、教員等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### (告発受付窓口)

第5条 本学に、学内外からの告発を受け付ける窓口を設置し、窓口担当者として事務局総務課長をもって充てる。

### (調査の体制及び手続)

第6条 公的研究費不正使用に係る調査の体制及び手続は、次のとおりとする。

(1) 窓口担当者は、告発を受け付けた場合は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプ

ライアンス推進責任者(以下「責任者」と総称する。)に報告を行う。

- (2) 責任者は合議を行い、告発等の受付から 30 日以内に、告発の内容の合理性を確認し、調査の要否について当該競争的資金等を配分する機関(以下「配分機関」という。)に報告するよう窓口担当者に指示する。
- (3) 最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合は調査委員会を設置する。
- (4) 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行う。
- (5) 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- (6) 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行う。
- (7) 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告及び協議するものとする。
- (8) 最高管理責任者は、告発の受付から原則として 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。
- (9) 最高管理責任者は、配分機関から要請があるときは、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じなければならない。

#### (懲戒)

第 7 条 公的研究費不正使用に関与した者に対する懲戒の種類及びその適用に必要な手続等は、学校法人甲子園学院の関係規程による。

#### (不正防止計画)

第 8 条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定する。

2 本学に不正防止計画を推進する部署(以下「防止計画推進部署」という。)を置き、事務局総務課をもって充てる。

3 防止計画推進部署は、不正防止計画の実施状況について確認を行う。

#### (処分方針)

第 9 条 最高管理責任者は、業者が不正な取引に関与した場合の処分方針を定めるものとする。

#### (雇用管理等)

第 10 条 事務局総務課は、公的研究費による非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理を

行うとともに、教員等の公的研究費による出張計画の実行状況等を把握し、確認するものとする。

(相談窓口)

第 11 条 本学に、公的研究費の使用に関するルール等について学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、窓口担当者として事務局総務課長をもって充てる。

(内部監査の実施)

第 12 条 甲子園学院内部監査規程(平成 18 年 12 月 1 日制定)に基づき、公的研究費の運営・管理について内部監査を行う。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 甲子園大学研究公正取扱要項は廃止する。